

<参.考>

騒音規制法特定施設

別表第1.(第1条関係).

1. 金属加工機械
 - イ. 圧延機械 (原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。)
 - ロ. 製管機械
 - ハ. ベンディングマシン (ロール式のものであつて、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
 - ニ. 液圧プレス (矯正プレスを除く。)
 - ホ. 機械プレス (呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。)
 - ヘ. せん断機 (原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
 - ト. 鍛造機
 - チ. ワイヤフォーマリングマシン
 - リ. プラスト (タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。)
 - ヌ. タンブラー
 - ル. 切断機 (といしを用いるものに限る。)
2. 空気圧縮機及び送風機 (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
3. 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機 (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
4. 織機 (原動機を用いるものに限る。)
5. 建設用資材製造機械
 - イ. コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。)
 - ロ. アスファルトプラント (混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)
6. 穀物用製粉機 (ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
7. 木材加工機械
 - イ. ドラムバーカー
 - ロ. チッパー (原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)
 - ハ. 碎木機
 - ニ. 帯のこ盤 (製材用のものにあつては原動機の定格出力が1.5kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)
 - ホ. 丸のこ盤 (製材用のものにあつては原動機の定格出力が1.5kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)
 - ヘ. かな盤 (原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)
8. 抄紙機
9. 印刷機械 (原動機を用いるものに限る。)
10. 合成樹脂用射出成形機
11. 鋳造型機 (ジョルト式のものに限る。).